

**令和6年度 港区広報紙編集等業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

令和6年度 港区広報紙編集等業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

広報紙「広報みなと」は、区の施策や暮らしに必要な情報、各種イベント・行事など、区民に関わりの深い情報を広く伝えるための情報伝達媒体として非常に重要な役割を果たしている。

本業務は、「広報みなと」を通じ区民に必要な情報を確実に伝えるため、事業者がもつ企画編集・デザインのノウハウを活用して区民目線での紙面作成を行うことで、区民が期待する地域情報を活用した、親しみやすく読みやすい広報紙を提供することを目的に実施する。

(2) 業務内容

広報紙企画・編集業務

具体的な内容については、別紙「港区広報紙編集等業務委託仕様書」（以下、仕様書という）を参照。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 4,620,000円（消費税含む）

(4) 契約期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(5) 履行場所

大阪市港区役所ほか大阪市港区内。

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

広報紙を作成するにあたり、当区が所有するデータ等を必要に応じて提供する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払いを行う。

(3) 契約書案

別紙「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 否

(5) 再委託について

ア 受注者は、港区広報紙編集等業務における「主たる部分」について、再委託することはできない。なお、「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいう。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等。

(イ) 仕様書「4 業務内容」に関する業務。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 法人または事業を営む個人・その他の団体（代表者又は管理人の定めがあるもの）であること。国・地方公共団体は除く。

(2) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 破産者、成年被後見人、被保佐人（準禁治産者含む）、被補助人。

イ 会社更生法に規定する更生手続き、または民事再生法に規定する再生手続きの申立てをしている者又は申立てをなされている者。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者。

エ 金融機関から取引の停止を受けている者。

オ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受け、その措置期間中の者又は措置要件に該当すると認められる者。

(3) 直近1か年において、消費税・地方消費税・市町村民税・固定資産税について未納がないこと。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

- (5) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 複数の法人・団体等から構成される共同事業体として応募に参加する場合は、すべての構成員において上記(1)～(5)の条件を満たすほか、次の条件を満たす必要がある。
- ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同事業体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことができる法人・団体等とする。
- イ 参加申請書類提出後、代表者及び連合体を構成する法人・団体等の変更は認めない。
- ウ 代表者とならない法人・団体等にあつては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。
- エ 申請書の提出時に共同事業体の協定書(様式自由)の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担が記載されていること。
- オ 単独で応募した法人・団体等は、共同事業体の構成員となることはできない。
- カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール (予定)

・ 公募開始	令和5年12月27日(水)
・ 説明会の参加申込及び質問受付締切	令和6年1月12日(金)
・ 説明会	令和6年1月23日(火)
・ 質問に対する回答	令和6年1月24日(水)
・ 参加申請関係書類の提出期間	令和6年1月23日(火)～1月30日(火)
・ 参加資格決定通知	令和6年2月6日(火)
・ 企画提案書の提出期間	令和6年2月6日(火)～2月20日(火)
・ プレゼンテーション	令和6年3月上旬
・ 選定結果通知	令和6年3月中旬
・ 契約締結、事業開始	令和6年4月1日(月)
・ 事業完了	令和7年3月31日(月)

6 応募手続き等に関する事項 (予定)

(1) 説明会参加申込・質問受付

ア 受付期間

令和5年12月27日(水)から令和6年1月12日(金)午後5時30分まで

イ 提出書類及び部数

別紙1「公募型プロポーザル実施説明会参加申込書兼質問票」1部

ウ 提出方法

港区役所総務課までFAXまたは電子メールにより提出すること

(9その他(2)の「提出先、問い合わせ先」参照)

(2) 説明会

ア 開催日時

令和6年1月23日(火)午後2時から

イ 開催場所

港区役所 6 階会議室

ウ 開催内容

募集する業務内容の説明

(3) 質問の回答

令和 6 年 1 月 24 日（水）に大阪市ホームページ（令和 6 年度 港区広報紙編集等業務委託の公募型プロポーザルの実施について）にて回答を公開

(4) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和 6 年 1 月 23 日（火）から令和 6 年 1 月 30 日（火）まで（土日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで）

イ 提出書類

名 称	様式・取扱い等
① 公募型プロポーザル参加申出書	別紙 2
②法人の登記簿謄本又は登記事項証明書※1、若しくは定款又は定款に類する規定及び役員名簿※2	※1提出日前3ヶ月以内に発行されたもの（写し可）。※2写し可。
③貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書、又は確定申告書	—
④印鑑証明書	提出日前3ヶ月以内に発行されたもの（写し不可）。※法人の場合は法人、法人でない場合は代表者
⑤使用印鑑届	別紙 3
⑥消費税及び地方消費税の納税証明書	提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの（写し可）。非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
⑦市町村民税並びに固定資産税の納税証明書	提出日前 3 ヶ月以内に発行されたもの（写し可）。

※②～⑦について、本市入札参加資格者名簿に登録されている者は提出を省略できる。

ウ 提出部数

各 1 部

エ 提出方法

港区役所総務課（総合政策）まで直接持参。

オ 参加資格決定通知

令和 6 年 2 月 6 日（火）に電子メールにより通知する。

(5) 企画提案書の提出

ア 提出書類

名 称	様 式 等
①企画提案書	様式 1
②事業内容	様式 2
③実施スケジュール及び実施体制	様式 3

④提案のセールスポイント		
(a) 区民にとって親しみやすく興味をひくような紙面にするための工夫・手法		様式4－1
(b) 区民のアイデアや意見を反映した紙面作成の具体的手法		様式4－2
(c) その他のセールスポイント		様式4－3
⑤港区広報紙「広報みなと」1面（表紙）、通常面、ポスター（A3）及びホームページバナー（A4）のデザイン案		別添「企画提案作品について」参照
⑥経費内訳書		様式5
⑦業務実績調書		様式6
⑧前年度の業務実績及び決算関係書類（法人の場合のみ）		様式自由

イ 受付期間

令和6年2月6日（火）から令和6年2月20日（火）まで
（土日を除く午前9時から午後5時30分まで）

ウ 提出部数

- （ア）正本1部：事業者名を記入し印鑑を押印したもの。
（イ）副本7部：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの。

エ 提出場所 港区役所総務課（総合政策）まで直接持参。

7 選定に関する事項

（1）選定基準（配点割合(合計100点)）

審査は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア 理解度：業務目的及び業務内容の理解度（10点）
イ 実現性：同種・類似業務においての実績と業務が円滑に行われる実施スケジュール・実施体制であるか（10点）
ウ 企画力（提案力）：企画提案内容が専門的な知見による可能性を感じさせるものであるか（25点）
エ 企画力（独創性）：区民（読者）にとって親しみやすく、興味をひくような紙面にするための創意工夫やノウハウはあるか（25点）
オ 編集力・デザイン力：区民（読者）が読みやすいように編集され、表紙及び全体において編集意図を活かす表現を行えているか（20点）
カ 経済性：費用は契約上限額内で見積もられており、積算根拠が妥当な内容であるか（10点）

（2）選定方法

- ア 本企画提案の審査については、港区広報紙編集等業務委託先選定会議が行う。
イ 選定委員は選定基準に基づき、企画提案書の書面審査及びプレゼンテーション審査を行う。
ウ プレゼンテーション
（ア）開催日時

令和6年3月上旬（予定） ※プレゼンテーションの日時は事前に連絡する。

(イ) 場所

港区役所 6 階会議室

(ウ) 内容・方法

提出された企画提案書のほか、参加申請時に添付した書類をもとに審査を行い、最も優れた企画提案者（評価点が満点の60点以上でかつ各審査項目（6項目）のすべてにおいて評価点が配点の4割以上となっているもののうち、総合計が最も高い事業者）を選定のうえ、その企画提案者を受託予定者とする。

評価点の総合計が同点である場合は、「提案力」「独創性」の合計点が高い企画提案者を受託予定者とし、これにより決定しない場合は、くじ引きにより決定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。選定結果の通知を受けた参加者は、その審査結果について疑義があるときは、書面を港区役所総務課に提出することにより、審査結果の内容について説明を求めることができる。

8 契約に関する事項

選定会議において選定された受託予定者は、企画提案書に基づき、当区と詳細な内容について協議を行い、業務委託仕様書を策定した後、委託契約を締結する。ただし、契約の締結をする時期は、令和6年度予算が成立した後とする。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ 提出されたすべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本案件に関する予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。契約の締結をする時期は、令和6年度予算が成立した後とする。

上記に伴い、公募型プロポーザルへの参加者又は受託予定者において損害が生じた場合であっても、本市はその損害について一切負担しない。

ク 本事業受託者として選定されたものは、契約締結等の手続き及び事業実施に向けた協議に応じることとし、その間の費用は受託者の負担とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒552-8510 大阪市港区市岡 1-15-25

大阪市港区役所 総務課（総合政策）

TEL：06-6576-9683 FAX：06-6572-9511

E-mail：tg0001@city.osaka.lg.jp